

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 令和 2 年 1 月 2 2 日（水）午後 3 時から午後 5 時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A 棟 1 階）

参加者等

司会者 中 桐 圭 一（さいたま地方裁判所第 4 刑事部部総括判事）

裁判官 十 川 結 衣（さいたま地方裁判所第 4 刑事部判事補）

検察官 木 下 啓（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 鍛 治 伸 明（埼玉弁護士会所属）

弁護士 松 本 弥 生（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者 1 番 4 0 代 女性（以下「1 番」と略記）

裁判員経験者 2 番 4 0 代 男性（以下「2 番」と略記）

裁判員経験者 3 番 4 0 代 女性（以下「3 番」と略記）

裁判員経験者 4 番 3 0 代 男性（以下「4 番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、さいたま地方裁判所第4刑事部の中桐と申します。本日は、裁判員経験者の方4名にお越しいただきました。皆様、お忙しいところ御参加いただき、本当にありがとうございます。この意見交換会は、裁判員裁判を実際に経験された裁判員、補充裁判員の方にお越しただいて、裁判員裁判に携わっている裁判官、検察官、弁護士が、裁判員経験者から直接その御意見等をお伺いできる非常に貴重な機会でございます。これからの裁判員裁判を更に良くしていくために、裁判員経験者の皆様には率直な御意見、御感想等を頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。さいたま地裁では、毎年数回、このような意見交換会を実施しておりますけれども、本日は裁判員裁判の中で、被害者参加制度を利用された事件を経験された方にお集まりいただいたという点に特徴がございます。これからの意見交換の中でも、被害者参加というところに一つポイントを置いた形で、皆さんの御意見等をお伺いしたいと思っております。

意見交換を始める前に、本日のこの会に列席している裁判官、検察官、弁護士の方から、それぞれ簡単な自己紹介をしていただきたいと思います。なお、今述べた今回の意見交換の趣旨から、弁護士につきましては、被告人の権利を擁護する立場の弁護士の他に、被害者の権利を擁護する立場の弁護士にも参加していただいております。それでは、まず裁判官からお願いします。

十川裁判官

さいたま地方裁判所で刑事部裁判官をしております、十川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

木下検察官

さいたま地方検察庁公判部で検事をしています、検事の木下と申します。昨年の4月からさいたま地検で勤務しております、今回、皆さんが経験された事件には直接関わってはいないです。個別事件については分からないところはあるのですが、

皆さんの忌憚のない御意見を頂いて、今後の検察官の訴訟活動に活かしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

松本弁護士

弁護士の松本といいます。よろしくお願いいたします。私は、今日のテーマである被害者関係で、被害者の支援側で活動をしている弁護士です。よろしくお願いいたします。

鍛冶弁護士

弁護士の鍛冶と申します。私の方は、被告人の弁護人として、何件か裁判員裁判を担当した経験がございます。本日は裁判員を経験された皆さんの率直な御意見を伺いたいと思って参りました。よろしくお願いいたします。

司会者

それでは、早速意見交換に移らせていただきます。まず最初に、私の方から経験者4名の方が参加された裁判員裁判について、それぞれ簡単な内容を御説明した上で、1人ずつその裁判員裁判に参加した感想や全般的な御意見を伺いたいと思います。まず、1番の方が参加された事件ですけれども、内妻が亡くなった後に、その財産を相続した内妻の子に対して、被告人が背中を包丁で突き刺すなどして殺害したという事件でした。その事件の背景には、財産をめぐるやり取りがあったことがうかがえるものです。この事件については、事実関係自体には争いはなくて、量刑が争点でした。それでは1番の方、御感想等をよろしくお願いいたします。裁判員に参加されて、こういうところが印象に残ったとか、どういう感想を持たれたかなど、何でも結構ですが、お願いします。

1 番

裁判員の通知が来てから調べたところによると、一般の感覚を司法に特化し、法への理解を深めるって書かれていたんですけども、どういうことか分からずに参加していったというところが正直なところなんです。でもその中で、裁判官の方や周りの方が考え方を導いてくださったり、グラフとか資料とかで分かりやすく説明して

いってくださったので、務めることができたかなと考えています。もう、しばらく時間が経っているんですけども、この裁判員裁判という経験をしたことで、私自身のいろんなテレビ報道とかで裁判のことがあったときとかに、少し立ち止まって考えてみる時間が増えたりとか、そういうふうな形で役に立っているなと考えております。

司会者

続いて2番の方の事件の内容を御説明します。2番の方が参加された事件は、被告人が中学時代の同級生に対して、自分の言うことを聞かないということなどに腹を立てて、腹部を足で蹴るなどの暴行を加えて死亡させた傷害致死の事件でした。この事件についても、基本的な事実関係に争いはなくて、量刑が主な争点でした。この事件に参加された感想等を2番の方、よろしく願いいたします。

2番

裁判に関してなんですが、ある程度予想どおりといいますか、私はかなり昔の記憶だったんですが、1度裁判官を題材にしたドラマを見たことがあるんです。多分20年以上前だと思ったんですが、たまたま夜中眠れず、テレビつけたらやってたのを見て、その頃はまだ日本でもやってなかったもので、こういうこともあるのかなという、それぐらいにしか考えてなかったんです。実際に自分が参加してみて、裁判官の方が、私たちに説明してくださったり、いろいろ手助けしてくれたので、そのドラマとは違って、もっとスムーズに話を進めることができ、思っていたよりは難しくないと思いました。日本でもこの制度が続くのであれば、裁判自体がもっと身近になった方がいいのかなというのは終わった後の周りの反応からも感じました。以上です。

司会者

では、続いて3番の方の事件について紹介させていただきます。3番の方が参加された事件は、被害者の自宅兼事務所に住み込みで働いていた被告人が、被害者に対して抱いた不満等を募らせて、被害者の首を包丁で突き刺して殺害した事件と覚

醒剤使用の事件です。殺人事件では、殺害したときに被害者がどういう姿勢だったのか、被告人の殺意の強さなど、幾つか事実関係に争いがあったことから、実際に死体を解剖した医師の証人尋問等も行われたようです。この事件に参加された感想等をお願いしたいと思います。3番の方、よろしくお願いします。

3番

私は、まず名簿が届いたときに、困ったなと最初に思いました。その理由としては、まず意見を述べたりする自信も全くありませんでしたし、自分が責任の重いような役割を務めることに対して、全く自信も持てなかったし、できることならば辞退したいなと思っていました。でも、名簿が届いたことを家族が知って、いいなって言われて、そっか、やりたくてもやれない人もいるんだなと思ひまして、選ばれたからには、やってみることがいいんじゃないかなと思って、参加することにしました。ですので、知識もあまりないですし、裁判ですとか、特に刑事裁判とかも、報道があっても素通りしてしまうようなところがあったんですけども、実際裁判員裁判に裁判員として参加してみて、私のような主婦というか、何も分からない人の意見であったり、世の中の常識的なことが、私一人の意見だけではなく、他の裁判員や裁判官との話し合いを進めていく中で、最終的には納得のいく結論を出せたと思います。終わってからも、自分の社会的役割ですとか、どのように社会貢献していけるかなという自分自身で何かできるかなという意識改革にもつながりました。私はこの裁判を通して、多くのことを学べたと思いますので、よかったなと思っています。

司会者

それでは、続いて4番の方の御意見、御感想を伺いたと思います。4番の方が参加された事件は、被告人が交際相手の人から、交際関係の解消を求められたということで、それを理由に、被害者の殺害を決意して、被害者の鎖骨の辺りを包丁で突き刺すなどして殺害をした事件です。この事件については、殺意があったかなかったかに争いがありまして、事件を目撃した人とか、解剖を担当した医師などの

証人尋問が行われた他に、事件に至るいきさつの関係で、被害者参加をされた被害者のお父さんの証人尋問も行われたという事件でした。この事件に参加された感想等を4番の方、よろしくお願いします。

4番

まず初めになんですけど、自分の周りで裁判員を経験した人というのが全然なくて、裁判員制度が始まったというのは知っていたんですけど、本当にやっているのかなと思っていました。実際に自分に書類が届いて、あなたが選ばれましたというふうになったときに、ああ、本当にやっていたんだなというふうに感じました。選ばれてみて、やっぱりすごい責任もあって、実際に亡くなられた方もいて、すごくいろいろな経験をさせてもらったんですけど、この裁判員を経験してから、ニュースを見る際に、今までは自分の知ってる地域ですとか、自分の知り合いが関わった事件とか以外の事件でも興味、関心を持つようになりました。事件に対する姿勢が自分の中で変わったかなというふうに思います。なので、参加してよかったなと思いました。以上です。

司会者

4名の方、皆さん、もともと法律の知識もないし、不安な点等もあったということですけども、裁判官の進行等にも助けられて、最終的には皆さんそれぞれ納得できる評議等ができたという御感想だったかと思います。評議に入る前の裁判の中身のところで、検察官や弁護人が、それぞれ訴訟活動をされたと思うんですけども、内容がよく理解できたか、あるいは少し分かりにくいところがあったかなど御感想を持たれてるということがありましたら、御発言いただければと思います。

2番

本当に分かりやすく説明は頂いたとは思ってるんですが、たまに難しい言葉が出てくるのがあったんですよ。まず、死因について、普段私たちが使わないような言葉が出てきたときに、何だろうって立ち止まっちゃったということはありません。

司会者

それでは、別のことをお伺いします。先ほど、私の方で事例の紹介をさせていただきましたが、今回の裁判員経験者が参加された事件は、いずれも被害者御本人は亡くなられている事件で、被害者参加されたのは御遺族の方ということになります。被害者御本人が亡くなられていて、被害者の遺族の方が裁判に参加された事件を裁判員として経験されたことについて、全般的な感想をお伺いできればと思います。

1 番

被害者が亡くなられてるということで、両方の話は聞くことができないんですけれども、その中で、被害者の御家族の方と被告人が話している内容を聞いて、自分が当たり前だと思ったことが、他の裁判員や裁判官、年齢、性別、職業、それぞれ違う中で見方の違いもあり、話合いを進めていく中で、よく考えることができたのかなと思います。

司会者

いろいろな経験をされた方が集まって、意見の幅も広がったというような御趣旨でしょうか。2 番の方、御自分が参加された事件に関して、感想等をお願いします。

2 番

よく考えれば、刑事事件に被害者の遺族の方が今までは参加しなかったんですね。

司会者

はい。

2 番

裁判において、遺族の方の意見を聞くのは普通じゃないのかなというのが、私の感想です。

司会者

そうすると、昔はそういう制度がなかったという方が意外な印象というような感じでしょうか。

2 番

そうだと思います。刑事事件なので、本当は検察官と弁護人の間だけできつと今まで決まっていたんですよね。その中で、残された遺族の方の意見も聞いてみるというのは、取り入れた方がいいのかなと思います。

司会者

3 番の方、いかがでしょうか。

3 番

被害者の遺族だったり、被害者が参加できないところで裁判が行われると、その被害者の遺族は自分が知らないところで何が行われてるのか分からないこともあるだろうし、それによって疎外感などもあると思います。私は参加したいという意思があるのであれば、誰でも参加できるような体制があった方がいいと思います。ただ、裁判員の立場からすると、遺族の方の動向がすごく気になってしまって、感情移入してしまうというか、参加していないときと参加しているときの差が、自分の中で意識が変わるから、その点はどうなのかなとは思っています。

司会者

実際に経験された事件でも、被害者の遺族の御発言などは気になりましたか。

3 番

発言自体は特になかったんですが、全日通して参加されてましたので、被告人が発言しているとき、どんな様子なのかなということはすごく気になりました。

司会者

よく分かりました。では、4 番の方の感想等をお願いします。

4 番

被害者の方が亡くなられた事件なので、その被害者の遺族の方、残された方たちの気持ち、すごいかわいそうだなというふうにして見えていたんですけども、それだけではなくて、被告人の御家族、両親の方々の方も大変なんだなというのを参加してみて感じました。両親としては、子供がこういったことを犯してしまったということで、近所の方からつらく当たられていたりとか、親戚の方々から縁を切ら

れてしまうようなこともあるかと思うので、被害者だけではなくて、被告人の方の家族もすごく大変つらい思いをしてるんだなというのを感じられたので、参加してよかったなと思いました。

司会者

裁判で、最終的には刑を決める判断がありますが、それをする上で、被害者遺族の気持ちを直接聞くと、プラスになったということですか。

4 番

はい。

司会者

では、続きまして、被害者参加制度それ自体に関する御意見等を伺いたいと思います。審理が終わった段階で、皆さんは被害者の置かれた被害の状況、あるいは被害者遺族の置かれた状況、心情などを十分理解した上で評議を始めることができたか。

2 番

私が担当した事件の場合は、被害者のお父さんが証人としてお話しされて、自分が思っていたよりも当事者はつらいのだなというのが分かりました。

司会者

2 番の方が担当された事件は、証人という形で被害者遺族が法廷に出てこられたんですけども、その場合は、裁判員からも質問することもできますが、2 番の方は、質問はされましたか。

2 番

質問はしていません。裁判の初日、一番最初だったんですよ。それで、実際話を聞くだけで頭の中がいっぱいいっぱいで、後から考えると、もっといろんなことを聞いておきたかったんですけど、自分の考えがまとまるまで、質問までには至らなかったという感じです。

3 番

裁判で弁護士が手紙を代読され、その中で、残された御家族の方の生活ぶりですとか、現在の心情等がよく理解できましたので、よかったと思います。

4 番

よく理解できました。

司会者

次に制度に対する理解という点ですが、今回、裁判員に選ばれた後、審理が始まる前に、この事件は被害者遺族の方が何らかの形で裁判に参加される事件だということは、裁判官から説明を受けて御理解されていましたが。どうなんでしょうか。

1 番の方、いかがですか。

1 番

説明を受けて、理解しておりました。

2 番

説明はあったと思うんですが、今は覚えてないです。

3 番

最初に説明を受けました。

4 番

説明は受けたと思います。

司会者

これも御記憶にあればということで結構なんですけど、被害者参加制度というのはどういう目的とか趣旨のもので、どのようなことが裁判で行われるのかという大まかなことについては理解した上で裁判に臨まれましたか。2 番の方、いかがでしょうか。

2 番

思い返してみれば、詳しく説明があったような気がします。

司会者

被害者参加人御本人、あるいはその代理人の弁護士が法廷に出席された事件が

あったと思いますが、どの方がそういう方なのか分かりましたか。

2 番

被害者側の弁護士の方が、最後に発言されるまで、全く気付いてませんでした。

3 番

説明を受けて、分かっていました。

4 番

分かっていました。

松本弁護士

被害者の遺族が参加される場合、どういうことがあったのかを知りたいという気持ちがあるのと同時に、この事件で自分の家族、亡くなった被害者がおとしめられるというか、何も言えない被害者の責任にされたり、責任転嫁をされたりするんじゃないか、結構そういったことを心配される方も結構いらっしゃるんですけども、そういったことを御自分が参加された裁判でどんな印象を持たれたか教えていただければと思います。

2 番

私が参加した裁判は、被告人がやったことを認めておりましたし、被害者の方に落ち度があったとか、そういうことも別になく、あとは被害者遺族の意見を取り入れるという形だけでした。

3 番

被告人は、被害者にひどいことをされたと思い、殺害してしまったということでしたので、被害者はひどい人なのかなと思ってしまいうんですが、被害者遺族の心情を知ると、それだけではなく、普通の家庭を持つ良い旦那さんの一面もあったり、優しいところもあったということを知ることができ、一方的な見方にとらわれることがなかったので、よかったと思います。

司会者

4 番の方、いかがでしょうか。

4 番

すみません、もう一度質問をお願いします。

松本弁護士

被害者の遺族としては、被害者自身は何も説明できない立場にある、そういった中で、被害者が、おとしめられたりするんじゃないかということを心配されて参加される方もいるんですね。被害者遺族が裁判に参加したことで、被害者がおとしめられたりするようなことがなかったのか、逆にあまり関係なかったという印象なのか、そういったことを率直に教えていただければと思います。

4 番

あまり関係がなかったかなというふうに感じました。

司会者

今の質問とも関連するんですが、被告人と被害者との生前の関係は、皆さんの参加した裁判では、審理で重視されたところだったのかなと思います。被害者御本人は亡くなられていて話ができないところで、判断が難しい、悩ましいところがあったのかどうか、その辺りもお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

1 番

被害者は亡くなられているので、真実は分からないんですけども、述べられていることを自分なりにメモをしながら、少し後ろに下がって落ち着いて考えたり、他の人がどういうふうな捉え方をしたのかとかを聞きながら、考えていったという感じですよ。

司会者

2 番の方の事件は、被害者が非常にかわいそうな立場にあったと認定されていますが、被告人の方にはそれなりの言い分があったのかかもしれません。生前の被害者と被告人の関係性などについての判断の難しさとか、被害者のお父さんの話を聞いて、判断に資するところがあったのかなど、御感想はいかがでしょう。

2 番

被告人が思っている被害者との関係性と、周りが考えている関係性というのに違いが出ておまして、被告人は通常の仲のいい友人と思ってたんだけど、周りから見れば、従えてるような関係性だったのじゃないかというのが被害者のお父さんや、2人の共通の友人の話から出てきました。被害者本人は亡くなられて、話すこともできないので、その周りの方の話を聞くのが大切だなと思いました。

司会者

3番の方、いかがでしょうか。

3番

遺族の方も、被害者と一緒に暮らしていたわけではないので分からないんですが、やはり被告人が思っているような関係性ではなかったように感じました。

司会者

その辺りは被告人の話をそのまま受け入れるのではなくて、いろいろな証拠に照らして冷静に判断されていったということですね。

3番

はい。

司会者

4番の方の事件は、交際関係があった被害者との事件ということで、生前の関係性などの判断が難しかったという点があれば、お話しいただければと思います。

4番

遺族の方の意見ですとか、被告人と被害者のメールとかLINEのやり取りなどがありましたので、そういったものを参考にして考えました。

司会者

それでは続きまして、これも証拠に関する事柄ですが、被害者の御遺体の写真等の取調べはあったのかどうかをまず確認したいと思います。3番の方が参加された事件では、死体解剖を担当されたお医者さんの尋問もありましたが、その尋問の前提として被害者の御遺体の写真等の取調べはあったんでしょうか。

3 番

基本的にイラストでしたけども、部屋の中の様子ですとか、刺激の少ない写真は
何枚か見たように思います。

司会者

4 番の方が参加された事件でも、死体解剖をされたお医者さんの尋問がありまし
たが、その過程でどのような証拠が取り調べられたか、御記憶でしたらお話しいた
だきたいと思います。

4 番

傷口ですとか、そういったものはイラストで全て書かれてまして、現場に関して
は、血の色などは変えていただいて、見やすく加工していただいてました。

司会者

殺意の有無の判断もあったと思いますが、イラストなどであっても殺意の有無の
判断には特に支障はなかったでしょうか。

4 番

全くなかったと思います。

3 番

私はイラストより写真の方がいいと思いました。可能かどうかは別として、両方
用意していただいて、見たい人は見たいんじゃないかなと思います。イラストでも
分かりやすいんですが、例えば残虐性などが若干伝わりにくいような気がします。

司会者

一方では、そういう写真を見ると、非常にショックを受けたり、気分が悪くなっ
たりという方もいらっしゃると思いますので、その辺りの配慮は非常に難しいかなと思
います。

4 番

実際に見たのはイラストだったんですけど、3 番の方がおっしゃったように、選
べるというのであれば、やはり写真の方がよりリアルなので、感情移入しやすいと

いうか、もっと遺族側に対しての気持ちというのは強くなっていたのかなというふうには感じます。

司会者

1番さんと2番さんの事件は、事実関係に争いはない事件でしたが、どんな証拠が取り調べられましたか。

1番

イラストでした。

司会者

そのイラストを見て、実際の傷の状態だとか、どんな殺害方法だったのかなどが理解できたでしょうか。

1番

はい、理解できました。先ほどもあったように、文で読むのと言葉で聞くのと違うように、イラストで見るのと実際は違うのかなと思って見てました。

司会者

2番の方はいかがでしたか。

2番

イラストで説明がありました。

司会者

イラストで内容は十分理解できたのか、写真の方がよかったのか、逆に写真はやめてほしかったのか、その辺りはいかがでしょうか。

2番

個人的な意見としましては、写真はあまり見たくないというのがあります。ただ、私が参加した事件では、被害者が内部の損傷によって亡くなられたので、その部分はイラストより写真の方が分かりやすいのかなとは思いました。

司会者

次に弁論手続に関して被害者参加弁護士が行った意見陳述を経験された方にお尋

ねします。検察官の論告と被害者参加弁護士の意見との違いについては、その場で理解できましたでしょうか。

2 番

証人として出廷されたお父さんの方の印象が強くて、弁護士さんの方は淡々と述べていたような気がします。

松本弁護士

被害者の意見陳述については、心情に関する意見陳述と、あと法律の適用や量刑についての意見陳述の2種類があります。それについては皆さん裁判官からどういう説明を受けているのかを教えていただければと思います。

司会者

4 番の方の事件は、両方の手続が行われています。御記憶があれば感想等をお伺いします。

4 番

あまり記憶にないです。

司会者

それでは、これまで述べられた経験者の御意見、御感想を踏まえて、本日列席の検察官、弁護士の皆さんから、質問がありましたらお願いします。

木下検察官

2 点ほど質問させていただきたいと思います。1 点目は、2 番さんがおっしゃっていたと思うんですけど、初日に行われた証人尋問で、後から考えれば質問したかったんですけど、質問できなかったというようなお話がありました。検察官や弁護人がお話を聞いた後、いったん休廷して、考える時間を持った上で、裁判員から質問するという流れだったと思いますが、それでも質問しづらかったということで、更にこういう工夫があったらもっとよかったなど、御感想があったら教えていただきたいと思います。

2 番

もう少し慣れるまでの時間が欲しいというのが実際のところですので、裁判に入る前の時間に、もっと詳しく説明があれば、落ち着いて考えられていたのかなと思います。

木下検察官

今おっしゃったのは、選任された同じ日にすぐ裁判が始まったということなんでしょうか。

2 番

選任された後、また集まってある程度事件の内容とかは説明を受けるんですけど、その説明の時間をもう少し取ってもらって、裁判所自体に慣れるということも必要なのかなと思いました。

木下検察官

私の経験でも、一番最後にやる被告人質問だと結構質問が出たのに、最初にやった証人尋問では質問が出なかったことがあるんですけど、被告人だから聞きやすいからなのか、それとも慣れてないから最初の頃は質問が出ないのかというのを皆さんの御経験から教えていただきたいです。

2 番

実際、裁判に参加してみて、慣れた頃に終わりました。

司会者

今のことは、他の方も発言いただければと思うんですが。1 番の方、いかがですか。

1 番

最初は、質問するまでに至らなかった。いっぱいいっばいで。だんだん日にちが経ってきて、いろんな情報が入ってくる中で、分かってきて質問ができるようになったというのが実際のことでした。

3 番

私も 1 番、2 番の方と同じですね。1 日目は、手続を追うのに精一杯で、メモを

走り書きして、検察官のパワポとかプリントは非常に見やすいんですけども、検察官のお話を一字一句漏らさず書き留めようという気持ちで、ひたすら書いて、大方頭の中でまとまってきたくらいのときに、裁判が最後の方になるということなので、決して最初は遠慮して質問できないとかそういうことではないと思います。

4 番

思った以上に初日は緊張していたので、慣れてきた頃に、裁判の方も終わりになっているというところでした。最初の方は自分の意見を思っても言えないことはあったかなと思います。

木下検察官

被害者遺族の証人尋問や意見陳述等で、いろいろな事情は出てきたと思うんですけど、何かこういったことがもう少し知リたかったという事情というのがあったら、今後検察官や被害者参加弁護士にとっては参考になると思うので、もし御記憶にあれば、何か教えていただければと思います。

3 番

説明を受けていたのかもしれないんですけども、登場人物が比較的多めで、それぞれの関係性がすごく複雑でしたので、それを理解するのが少し大変でした。この人はこういう関係とか、この人は一緒に住んでないけど奥さんとか、そういうのが分かりにくかったので、被害者の遺族の方が裁判に参加されていることは知っていましたが、その被害者遺族が、被害者本人とどういう関係の人なのかなということとはありました。

木下検察官

そもそも検察官が立証するところで、そういうところをもう少し明確に出しておけば、御遺族の方が出てきたときに、もう少し分かりやすかったという感想ですか。

3 番

そうですね。

木下検察官

分かりました。ありがとうございます。

鍛冶弁護士

私は、2点お尋ねしたいことがあります。まず、1点目は被害者の御遺族が証人で出た場合とか、あるいは被害者参加された御遺族が法廷にいた場合ですけれども、特に被告人との間とか、あるいは傍聴席との間で、遮へい、ついたてがあったかどうかという点です。

4 番

当初、ある予定だったらしいですが、御遺族の方がやはり要らないということで、当日、急遽取り外したという話は聞いています。

鍛冶弁護士

じゃあ、実際は法廷の中にはなかったということですか。

4 番

はい。

鍛冶弁護士

他の方で参加された裁判でも、法廷の中についたてはなかったということですね。分かりました。そうしたら、この点は結構です。もう一点は、遺族の方の証人尋問とか、あるいは被害者参加人としての意見陳述の中で出た言葉の中で、心に響いた言葉とか、あるいはその言葉から分かった事実とか、被害者の方の心情とかお気持ちとかで、本当に心に響いた何か具体的なものがあったら教えていただきたいと思います。

1 番

特になかったです。テレビで見ている感じでした。

2 番

感情的な部分の話で心に響くというのはないです。もちろん被害者の遺族の方が、心情的につらいというのは理解できるのですが、そのつらいという気持ちに感情移入しすぎて、量刑に反映させすぎるとまずいと思っていたので、事実関係だけは

ちゃんと受け止めながら、感情に関しては参考程度で受け入れるという感じでした。

鍛冶弁護士

感情移入しすぎたらまずいというのは、事前に裁判官からそう言われていたのでしょうか。

2 番

言われてないです。言われてないんですけど、どうしても遺族の方は、自分の身内が亡くなってるわけで、お父さんが証言に立ったときに、同じく命で償ってほしいという言葉も出てました。その感情だけを受け取ってしまうのもよくないのかなとは思ってたので、やっぱり冷静にその事柄だけで判断していった方がいいのかなというのが裁判をやる中で思ってたので、感情に関しては、参考程度という感じでした。

3 番

具体的には忘れてしまったんですけども、父親を奪われてしまった子供たちの気持ちのようなことは、子供に罪はないのに、お父さんが殺されてしまったというのはつらいんだろうなということで、同情したというか、感情移入しました。

鍛冶弁護士

それは、お子さん自身が証人とかに出ていたのですか。

3 番

同居している奥様の意見ですが、子供たちがその父親も失ったということが、やっぱりそれはつらいんだろうなと思ひまして、そこは別に感情移入しても私はいんじゃないかと思いました。

鍛冶弁護士

被害者の子供さんが、お父さんを失ったということは、そういう陳述とか尋問がなくても裁判員の皆さんには分かってる事実だと思うんですが。

3 番

でも、実際に読んでいただいた方が分かります。

4 番

被害者の両親の話を聞いてるときに、声を震わせながら話をされてるのを聞くと、やっぱりぐっと来るものがこっちにも伝わってくるので、少し胸に感じることはありました。

松本弁護士

先ほども被害者本人が話せないということをお話しさせていただいたんですけれども、遺族の方の意見等で、そんなの当然じゃないかとか、逆にそういう話は聞きたくなかったとか、そういった面はございますか。

1 番

特にそういうことはなかったです。

2 番

最初、お父さんが話してたときに、声が震えて、泣きながら、怒りながら、というような話し方だったので、そうだよねというのはありました。

3 番

特にないです。

4 番

私も特にないです。

松本弁護士

被害者参加をするときは、被害者の御遺族も事前に打合せをしたりして、意見陳述をするとき、あまり過激なことは言わないようにしようとかすることも多いと思うんですけれども、お気持ちを抑えてるなというのは分かりましたか。それとも、あまり気にせず普通に感情を出していた感じでしたか。

1 番

感情は出していたと思います。抑えてたとは感じられませんでした。

松本弁護士

どうしても感情が出ちゃうところではあると思うんですが、不快に感じるような

ことがもしあるならば、今後気をつけていきたいと思うので、何かそういったことがあれば教えていただければと思います。

1 番

特にそんな感じではなかったです。

2 番

感情は出てました。被害者のお父さんは、最初は感情を抑えてる感じで答えていたんですけど、途中から感情があふれ出てきたんだと思います。

3 番

弁護士さんも遺族の方も、すごく淡々としていて、感情は全然感じられませんでした。

4 番

多少感情は出ていたと思います。でもそれが不快に感じたということはないです。

司会者

続いて、量刑の評議に関する質問を若干していきます。今述べられたような意見陳述も含めた審理が行われた後に、最終的には被告人に対する刑を決めるという評議の方へ移っていったかと思います。事実には争いがあるときもありますが、結局全部有罪という結論になっておりますので、量刑の評議に回ったと思いますが、先ほどのお話に出てた部分もありますが、まず、量刑を決める際に、過去の裁判の量刑について、グラフであるとか、事例の一覧の方を参考にして評議が進められたのかどうかという点についてお聞きしたいと思います。

1 番

グラフを見ただけではよく分からなかったんですけども、この事件ではこういうことでこのような刑になったと説明を細かく聞いてから、自分が参加した事件の刑はこのぐらいなのかなというのが判断できました。グラフだけでは分からなかったです。

2 番

グラフだったり表だったりを示しながら、裁判官から説明がありました。いろいろな例と比較をして、刑を決めていくのが大切だと感じました。

3 番

スクリーン上にそのグラフを映して、ワード検索をして、同じような事件のもので何年ぐらいに相当するのかということをみんなで確認して、それで刑を決めました。地域や判断する人によって、同じような事件で量刑に差ができてしまうことはよくないと思いますので、あのシステムはとても参考になってよかったと思います。

4 番

グラフなどを見て、それを参考にしてやっていったので、あれがなかったら、決めるのは難しかったかなと思います。

司会者

次に、被害者遺族の被害感情であるとか処罰感情というのを、一般論として量刑にどの程度反映させるべきなのか、あまり反映させるべきでないのかという点について御意見をお伺いします。

1 番

遺族の感情というものは理解できたんですが、私は事実を見て判断をしていた形です。

2 番

遺族の方の気持ちはよく理解できました。しかし、それによって極端に刑を重くすることはできないんじゃないかと思います。逆に、刑を軽くしていく方向、捕まった後に、被告人にすごく反省が見えて、遺族の方にも謝罪があり、遺族の方から、それを受け入れるような話があれば、多少なりとも刑を軽くするのはいいのかなという気持ちはあります。

3 番

最初は、やってしまったことの結果に対して刑を決めていますので、そこを軸にして、多少の増えたり減ったりは、私は反映させても構わないと思います。

4 番

思ったよりも遺族の感情ですとか、そういったものがあまり反映されていないというふうに僕は感じまして、もう少し刑に反映されてもいいのかなというふうに思いました。

司会者

それでは最後に、これからの裁判員裁判に参加する方に向けて、実際に経験された皆さんからメッセージなど、何かお言葉があれば、お伺いしたいと思います。

1 番

新聞等では、通知が来ても全く返答をせず、来ない人もたくさんいるというのが問題になっているんですが、私は参加できてよかったと思っていますので、きっと何かが必要だから呼ばれたと思って、できることをしていただけたらいいなと思っています。

2 番

やはりもっと裁判自体は身近になるようにしていった方がいいと思いますし、裁判に慣れることがいいのかどうかというのは分かりませんが、もっと教育として、学校で、裁判はこういうのだよ、というのがうちの時代はなかったので、あった方がいいかなと思います。

3 番

通知が来ても、断りたい理由がたくさん見つかって、忙しいとか、自信がないとか、自分にはできないとか思ってしまふことが多いと思うんですけども、まずそこへ行ってみて経験してみたら、必ずやってよかったという気持ちになれると思います。自信がなくても大丈夫だと思いますので、是非参加していただきたいなと思います。

4 番

選ばれたら、面倒くさがらずにどんどん参加してほしいなと思いました。なかなか経験できるようなことではないので、やはりお金を払ってもこういった経験とい

うのはできないものですから、どんどん機会があれば参加してほしいなと思いました。

司会者

これで本日の意見交換会を終了させていただきます。長時間にわたり貴重な御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。

以 上